



平成 21 年 2 月 5 日

各 位

会 社 名 藤和不動産株式会社
代表者名 取締役社長 杉浦 重厚
(コード番号 8834 東証第 1 部)
問合せ先 広報 IR 室長 大出 東洋
(TEL. 03-3272-6345)

三菱地所株式会社との株式交換に伴う株式の取扱いについて

三菱地所株式会社（以下、「三菱地所」といいます。）と当社は、このたび、当社を三菱地所の完全子会社とすることに合意し、本日、株式交換契約を締結しました。

当社は、平成 21 年 3 月 27 日開催の当社種類株主総会（A 種ないし E 種優先株主様）並びに平成 21 年 3 月 30 日開催の当社種類株主総会（普通株主様）及び臨時株主総会での承認を経て、同年 4 月 30 日に三菱地所の完全子会社となる予定です。尚、株式交換の実施に伴い、当社普通株式は、平成 21 年 4 月 23 日に上場廃止となる見込みです。

つきましては、株式交換に伴う株式のお取扱いについて、下記の通りお知らせいたします。また、株式交換の詳細につきましては、本日、三菱地所及び当社が連名にて開示しております「株式交換契約締結に関するお知らせ」をご参照願います。

記

1. 単元未満株式の取扱い

株式交換に伴い、当社株式を 23,810 株以上ご所有の株主様におかれましては、三菱地所の 1 単元の株式である 1,000 株以上の割当が行われますが、ご所有株式数が 23,810 株未満の株主様には、1,000 株に満たない単元未満株式が割り当てられることとなります。三菱地所の単元未満株式を所有することになる当社の株主様におかれましては、株式数に応じて株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする三菱地所の配当金を受領する権利を有することになりますが、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。三菱地所の単元未満株式を所有することになる株主様におかれましては、三菱地所の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

(1) 単元未満株式の買増制度（1,000 株への買増）

- ①株主様が所有することとなる三菱地所の単元未満株式とあわせて 1 単元となるよう、三菱地所の株式を売り渡すことを請求することができる制度です。
- ②株式交換の日（平成 21 年 4 月 30 日）よりご利用いただくことができます。

(2) 単元未満株式の買取制度

- ①会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、三菱地所に対し、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。
- ②株式交換の日（平成 21 年 4 月 30 日）よりご利用いただくことができます。

2. 1株に満たない端数の取扱い

株式交換に伴い、三菱地所の1株に満たない端数の交付を受けることとなる株主様におかれましては、会社法第234条第1項の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する三菱地所の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主様に交付します。

以上